
はじめに

平成23年3月11日の東日本大震災は、日本列島全体に対し、自然環境と私たちの共存・共生に関わる多くの課題を提起することとなりました。特に、自然の驚異に対する備えや、安全なエネルギー供給の問題など、私たちの生活に直接関わる課題について、日常生活に直接的に関わる自治体によって、より具体的に検討し、事前の対策を講ずる必要性が増しています。

こうした新たな地域づくりの基本的な考え方として、平成24年6月にリオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）では、これからの目指す経済社会を「グリーン・エコノミー」（緑の経済）と結論づけています。国連持続可能な開発会議において、グリーン・エコノミーに関する具体的な定義や行動については各加盟国の自主的な対応に委ねるとされており、自治体への緑に対する社会的要請はますます高まっています。

ここに示す「緑の基本計画」は、平成11年度に策定した「緑の基本計画」を、今日の緑に関する諸情勢の変化を踏まえ、狛江市の緑の現状やまちづくりとも関連させて新たに見直し、平成44年度までにおける目標や将来像を示したものです。改定にあたり、同時期に改定作業を行っている「狛江市環境基本計画」と調和を保っています。

狛江市の豊かな水や緑は、健康的で、豊かな市民生活を支える貴重な資源であり、市民共通の財産です。それらの貴重な共通財産を守り、創出するためには、行政はもちろん、市民や事業者などの多様な主体が、それぞれの責務を認識し、みんなが参加しながら水と緑を育む協働の関係を構築することが大切です。また、多摩川源流に位置する山梨県小菅村とは以前より住民交流友好都市として多様な交流を進めていますが、そのような交流をはじめとした、流域全体での相互協力による流域社会づくりを進めることで、緑を守る取り組みを行っていくことが必要といえます。

こうした緑を守り、つくるまちづくりは、短期間に達成できるものではなく、中長期的な視点を持って、持続的な取り組みを行い、取り組みの意志を次の世代に継ぎたいことが必要です。「緑の基本計画」をとおして、自らの水や緑は自らが守り・つくるということ、市民共通の財産である水や緑は、多摩川や野川の流域も含めてみんなで守り、育むことという市民の共通認識を醸成していければと考えています。

狛江市の「緑の基本計画」は、行政支援のもと、市民・学校・事業者が参加し、協働しながら、緑に関する人材を育成し、育成した人材が地域で行う緑保全活動を牽引していく「みんなで活かして・つくり・育てて・継ぐ こまへの緑」を目指します。緑豊かで、安全な狛江市、健康的で、安心できる市民生活を構築するために、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成25年3月

狛江市長 高橋 都彦

巻頭

～203X年 緑が継なく狛江物語～

ここでは、緑の基本計画が目指す20年後の狛江市の緑の姿を、四季の変化を想定しながら描いてみました。

春

多摩川や野川緑地公園、岩戸川緑地公園をはじめ、市民活動によって市内の各所に植林されたサクラが今年も満開となりました。その中には、多摩川源流域で生まれたヤマザクラも見られます。西河原公園や多摩川河川敷は、花見の親子や多くのグループでにぎわっています。

市内に点在する農地は、市民農園や体験農園として活用され、夏野菜などの作付けのために、農地を耕す人影が見えます。どこからかうグイスの鳴き声も聞こえてきます。5月になると、透きとおるような五月空に、五本松の周辺や市内緑地の豊かな新緑が映えます。農地の周りでは気の早いモンシロチョウが舞い始め、コマツナ・ダイコン・ニンジン・ナス・キュウリ・トマト・トウモロコシ・スイカなど、まだ小さな芽や苗が、大地に向かって根を張っています。

夏


新緑が深まると一斉に夏野菜の収穫時期となり、狛江名物の農園レストランは、連日にぎわいを見せています。また、生産緑地の隣にある野菜直売所や市内のスーパーマーケットでは、市内で採れた野菜が売られ、市民の食生活に新鮮で安心な食品を供給する地産地消の拠点となっています。

年々更新していた35度を超える連続猛暑日は、33度程度に落ちつくようになってきました。暑さ対策のための緑のカーテンがたくさんの住宅空間に現れ、連続する生垣や道沿いガーデンとともに、涼しげなまちなみを醸し出しています。昼下がりがや休日には、日陰を求めて樹林地や公園に多くの市民が集い、老若男女による緑のコミュニティが生まれています。樹林地からはたくさんのセミが生まれ、カブトムシやクワガタムシも生息するようになりました。豊かな庭を持つ家はオープンガーデンとして市民に公開され、大きなケヤキやイチヨウなどは、保存樹木として大切に守られています。また、公園や川辺には湧水を活用したビオトープなども創られ、子どもたちの昆虫採集の場となっています。





秋




秋が深まってくると市内緑地の紅葉が色付きます。狛江の体験農園や市民農園などで収穫された野菜を活用した農業祭なども、市民まつりの中で多摩川源流域と連携してにぎやかに開催されています。

狛江駅北口前に広がる狛江弁財天池特別緑地保全地区や、市民が中心となって管理する公園では、公園を訪れた子どもたちや市民が、管理団体と一緒に植物観察や緑の整備を行っています。各所で行われている地区住民による緑の保全活動は、市民農園や体験農園、公園、緑地、樹林地などでの緑の交流を通して学んだ知識をいかんなく発揮できる場でもあり、市民みんなで緑を守る活動が進められています。

落ち葉や落枝は、農地の肥料として使われるため、堆肥化された落ち葉や落枝をもらいに、多くの市民が西河原公園などに訪れています。

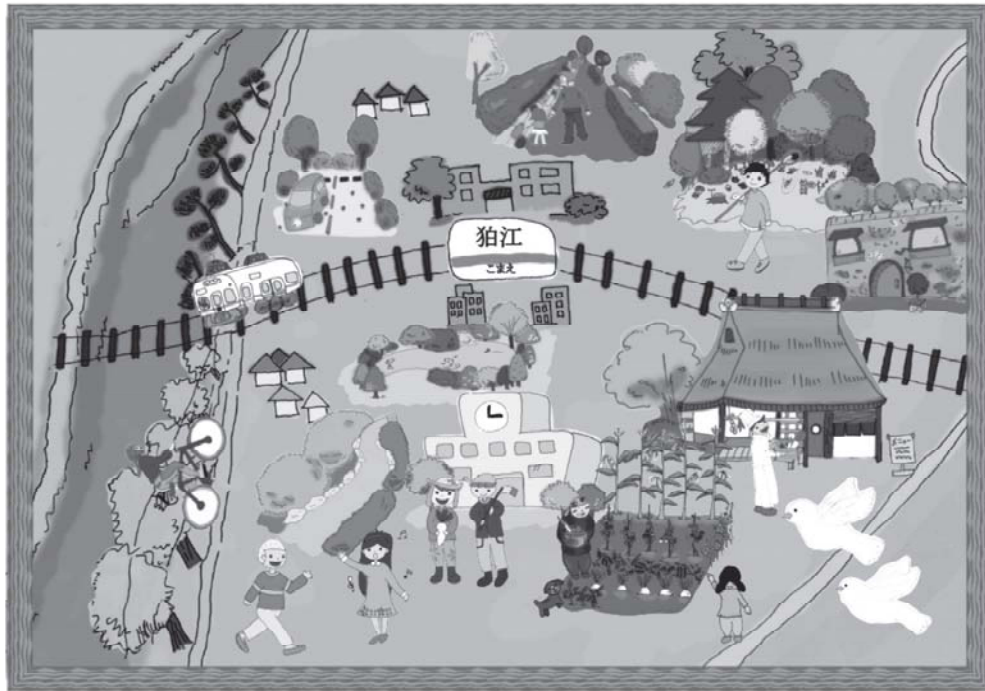
冬



木の葉が落ち、マツなどの針葉樹とカシなどの常緑広葉樹以外の木々は、様子を一転して、冬支度を始めます。葉を落とした木の枝には渡り鳥の姿も見られます。

地域センターなどでは、緑管理についての講習会や、春から秋にかけて行ってきた地区住民などによる緑の保全に関する取り組み内容の発表、特に優れた活動に対する表彰を行うシンポジウムが開かれています。今年も緑保全活動を行う団体が表彰され、狛江の緑を守る新たなリーダーが誕生しました。講義や発表を聴いている人たちも、道沿いガーデンや近くの緑地の管理など、身近な緑を守る取り組みに興味が出てきたようです。そこで学んだ知識を活かし、庭や樹林地などでは、春に備えての管理作業が始まりました。農地では、冬野菜を除いて、次の年の生産準備に入っています。

このように、緑の基本計画が目指す20年後の狛江市では、市民・事業者・行政などが一体となった取組みを発展させることにより、「みんなで 活かして・つくり・育てて・継なぐ」緑づくりが進められています。



緑の将来イメージ図

目次

第1章 計画改定にあたって	
1-1 緑の基本計画とは	2
1-2 改定の背景	2
1-3 計画の位置付け	3
1-4 計画のフレーム	4
1-5 緑の役割	5
第2章 緑の現況と課題	
2-1 まちの変遷と環境変化	8
2-2 緑の現況	14
2-3 緑と水に関連する施策	23
2-4 緑の課題	25
第3章 計画の基本方針と目標	
3-1 緑の将来像	28
3-2 計画の基本方針	29
3-3 緑地の配置方針	30
3-4 緑の将来目標	34
第4章 将来像の実現に向けた施策	
4-1 生物多様性保全に向けて	40
4-2 施策の体系	41
4-3 施策の内容	42
第5章 計画の推進	
5-1 推進体制	52
資料編	

第1章 計画改定にあたって

- 1-1 緑の基本計画とは
- 1-2 改定の背景
- 1-3 計画の位置付け
- 1-4 計画のフレーム
- 1-5 緑の役割

第1章 計画改定にあたって

1-1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条第1項に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことをいいます。この計画は、市町村が中長期的な視点から、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために定めるもので、狛江市の緑豊かなまちづくりを進めていくための指針となります。

対象とする緑として、都市緑地法第3条第1項に基づき、樹林地、草地、水辺地、岩石地、屋敷林、庭園、街道の並木などを含みます。また、保存樹木など、都市における緑地の保全に資する施策によるものを含みます。原則として農地は含みませんが、生産緑地や市民農園などの、良好な都市環境の形成を図る施策にかかる農地を例外的に含みます。

1-2 改定の背景

狛江市では、平成11年度に策定した「狛江市緑の基本計画」（以下「前計画」という。）に基づき、緑地の保全及び整備を中心とした緑のまちづくりを進めてきました。

しかし、狛江市の緑は都市化や土地所有者の世代交代により、減少傾向にあります。植生についても、外来種のような二次的な種が入り込むなど、都市に見られる特有の緑の変遷をたどっています。樹林地などの緑地については、これまで自然の状態での保存を行ってきましたが、藪化や、樹林内が暗くて利用しにくいといった、都市生活に適合しない面が表れてきており、人為的な管理の必要性が示唆されています。

また、狛江市は、多摩川の中流域に位置し、源流である山梨県小菅村と住民交流友好都市として、多様な交流を進めています。しかし、近年は源流域でも森林荒廃が進んでいます。源流域の荒廃は、下流域にも大きな影響を及ぼす恐れがあり、多摩川源流域との上下流域連携による緑保全を行うことで、多摩川流域全体の緑環境を守っていくことが求められています。

社会的には、平成20年に生物多様性基本法、平成22年に生物多様性地域連携促進法が制定され、生物多様性保全や生きものが生息するための緑地のネットワークづくりなどが、緑の基本計画策定に欠かせない視点となりました。また、平成23年3月に発生した東日本大震災により、安心・安全な市民生活の確保が一層求められるようになり、身近な防災機能の向上を図るための公園や緑地が必要とされています。

以上のような近年の緑の変遷、社会状況及び市民意識の変化を踏まえ、今後の緑に関する取組みをより一層推進するために、前計画を改定することとしました。改定にあたっては、市民自らが参加して身近な緑を守る取組みや、多摩川源流域と連携した緑保全への取組みを特に重視しています。

1-3 計画の位置付け

改定「狛江市緑の基本計画」（以下「本計画」という。）は、「狛江市第3次基本構想」や「狛江市都市計画マスタープラン」などを上位計画とし、緑に関する部分に関する基本方針を示すものとなります。また、「狛江市環境基本計画」や「狛江市農業振興計画」など他分野の計画や、東京都などの関連計画とも整合を図りながら、施策展開を進めていきます。

<狛江市>

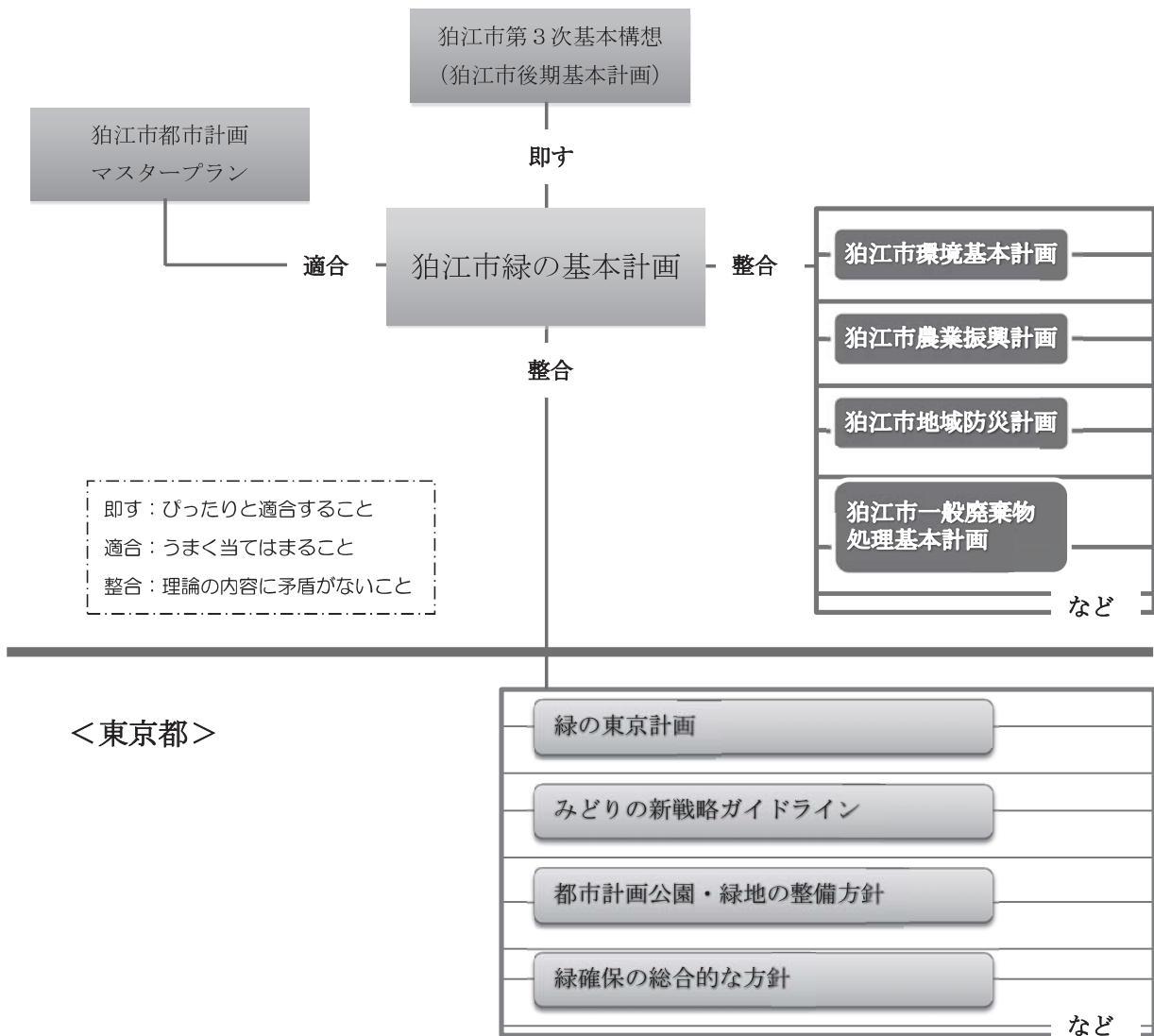


図1-1 施策体系図

1-4 計画のフレーム

(1) 目標年次

本計画にあたっては、中長期的な視点に立って進める必要があります。そのため、本計画の目標年次を前計画と同様、概ね20年後の平成44年度とします。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、原則として平成25年度から平成31年度までの7年間とします。

ただし、社会経済状況や地域の環境状況の変化などにより必要が生じた場合には、見直しを行うこととします。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
狛江市第3次基本構想	▶							
基本計画	▶							
狛江市緑の基本計画	▶							
狛江市環境基本計画	▶							
狛江市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）	▶							

(3) 計画の対象区域


本計画の対象区域は、狛江市全域（都市計画区域面積639ha）とします。

(4) 将来の人口設定

本計画の目標年次である平成44年度の将来人口は、狛江市総合基本計画（第3次基本構想・前期基本計画）策定時の推計調査で算出した平成42年の将来人口を参考に、74,058人とします。

(5) 地区の設定

市域については、狛江駅を中心とした中部、市北側の台地を中心とした北部、市南側の多摩川沿いの低地を中心とした南部の3地区に区分します。

地区区分	町丁目
 北部	東野川一～四丁目、西野川一～四丁目 和泉本町二～四丁目、中和泉二～五丁目 西和泉一・二丁目
中部	岩戸北一～四丁目、和泉本町一丁目 元和泉一～三丁目、東和泉一・三・四丁目 中和泉一丁目
南部	岩戸南一～四丁目、駒井町一～三丁目 猪方一～四丁目、東和泉二丁目

1-5 緑の役割

緑には、都市の環境や景観などにおいて、私たちの生活に関わるさまざまな機能があります。本計画では、緑に求められる次の6つの役割を重視し、計画を進めていきます。

(1) 都市環境の保全

都市の緑は、大気を清浄に保つ効果や、雨水浸透地として自然の水循環機能を高める効果を持ち、植物の蒸散機能などにより都市のヒートアイランド現象を緩和します。都市の水環境や大気安定などの環境を保っていくために、緑地の確保や植栽による緑化が求められています。

(2) 都市景観の向上

都市の緑は、緩衝帯や緑のネットワークを形成し、都市における暮らしの中にゆとりや安らぎを生み出す役割を持っています。また、緑は地域固有の歴史や文化を背景に成り立っているため、緑の都市景観を充実させることは、狛江らしい景観を保全することにもつながります。

(3) 生物多様性の確保

都市の緑は、野鳥や昆虫、野草などの動植物の生息・生育空間となり、都市における季節感を醸成するとともに、自然とのふれあいの場としての役割を果たします。公園や緑地、河川など、身近な緑の空間をつなげることで、生きものの移動ルートをつくります。

(4) 都市防災への寄与

都市の緑が都市防災に果たす機能として、火災時の延焼防止、*生垣*造成による震災時の塀の崩壊防止、公園緑地の避難地・災害復旧拠点としての活用が挙げられます。また、緑に覆われた地面の雨水涵養機能により、都市化による集中豪雨時などの安全性を高めます。

(5) コミュニティ活動の場の提供

都市の緑は、公園緑地などのオープンスペースとして、運動や遊びなどのレクリエーション活動のほか、地域のコミュニティ活動の場としての役割を果たします。また、環境学習や文化活動の場ともなります。地域で連携した緑保全活動などを通し、地域コミュニティの核となる役割を担っています。

(6) 健康の維持増進

都市の緑は、日常のストレスを解消するセラピー効果や、健康を回復させ維持させる機能などがあります。適正な緑空間を整備することは、公園や緑道などの施設における身近な休養場所の提供につながります。

